

市第41号議案

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月4日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「同法第5条第1項、第52条第3項又は第53条第1項の」を「主たる事務所又は従たる」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）で、主たる事務所又は従たる事務所を横浜市内に有するもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する墓地に係るこの条例による改正後の横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第30条及び第31条の規定の適用については、これらの規定に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例財団法人を含むものとする。

提 案 理 由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の制定等に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。